

つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年10月12日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱（令和4年つくばみらい市告示第169号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3142号農林水産事務次官依命通知」の次に「。以下「育成総合実施要綱」という。」を加える。

第2条第2号ア中「農地中間管理事業の推進に関する法律」の次に「（平成25年法律第101号）」を、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の次に「（平成30年法律第68号）」を加え、同条第6号中「本市が定める」を「地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、」に改め、「第494号経営局長通知」の次に「の」を加え、「人・農地プランに」を「目標地図に」に改め、同条第7号イ中「新規就農者育成総合対策実施要綱」を「育成総合実施要綱」に改め、同号に次のように加える。

エ 育成総合実施要綱別記1経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦の場合は750万円）の助成を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

第2条第8号中「引受け」を「引受」に改め、同条第9号ただし書中「に限り」を「は」に改める。

第3条第2項第3号及び第3項中「人・農地プラン」を「目標地図」に改め、同項後段中「農業次世代投資資金事業」を「農業次世代人材投資事業」に、「第1項」を「同項」に改める。

第5条第2項中「第4条」を「前条」に改める。

第12条第2項及び第3項中「交付対象者」を「資金交付対象者」に改める。

第14条各号列記以外の部分中「交付対象者」を「資金交付対象者」に改め、同条第5号中「交付対象者の考え方」を「交付対象者の考え方」に改め、同条第6号中「新規就農者育成総合対策実施要綱」を「育成総合実施要綱」に改める。

第16条中「交付対象者」を「資金交付対象者」に改め、同条第1号中「前条」を「第14条」に改める。

第18条の見出し中「交付対象者」を「資金交付対象者」に改める。

様式第1号を次のように改める。

経営開始資金申請追加資料

年 月 日

つくばみらい市長 殿

申請者

住所:

氏名:

(生年月日: 年 月 日 歳)

新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを(保証人の署名を添えて*) 誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名等	<input type="checkbox"/> 位置付けられている <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込み
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている	

4 交付期間 (経営開始資金)

年 月 ~ 年 月

5 過去の研修等の経験 (農業次世代人材投資事業 (準備型) 又は就農準備資金交付期間)

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 (月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例: 生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当) 等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない
雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得*1	万円

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由
(超える場合のみ記入)

--	--

※本欄は市の記入欄
生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無)
【所見】

7 保証人※2

住所 氏名	
住所 氏名	

添付書類

- ・収支計画 (別添 1)
- ・履歴書 (別添 2)
- ・個人情報の取扱い (別添 3)
- ・離職票の原本 (離職票の提示が可能な場合)
- ・経営を開始した時期を証明する書類 (農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)
- ・経営を継承する場合は、従事していた期間が 5 年以内である事を証明する書類 (過去の経歴を証明する書類 (就業証明書、卒業証明書、住民票 (遠隔地に住んでいた場合) の写しなど)
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- ・通帳の写し
- ・前年の世帯全員の所得を証明する書類 (源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- ・身分を証明する書類 (運転免許証、パスポート等の写し)

- ※ 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。
「所得」とは、地方税法第 292 号第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。
- ※ 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

収支計画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

(単位：円)

		経営開始				
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)
農 業 収 入	○○(作目)	経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
		経営規模				
		生産量				
		売上高(円)				
	その他					
経営開始資金(円)※						
収入計(円)①(資金を除く)						

		経営開始				
		1年目 (年月～ 年月)	2年目 (年月～ 年月)	3年目 (年月～ 年月)	4年目 (年月～ 年月)	5年目 (年月～ 年月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計(円)②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計(円)①-②					
-----------	--	--	--	--	--

※ 夫婦共同経営の場合は150万円の1.5倍。

個人情報の取扱い

つくばみらい市長 様

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をしてください。

新規就農者育成総合対策事業に係る個人情報の取扱いについて

市長は、新規就農者育成総合対策事業の実施に際して得た個人情報について、つくばみらい市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市長は、本事業による交付対象者の就農状況の確認等のフォローアップ活動、交付申請内容の確認、国等への報告等で利用するほか、本事業等の実施のために、提出される申請書類の記載事項を、データベースに登録し、必要最小限度内において関係機関（注）へ提供し、又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	国、茨城県、市町村、全国農業委員会ネットワーク機構、 農業経営・就農支援センター、農業協同組合、農業協同組合連合会、 農業共済組合、土地改良区、日本政策金融公庫、農業信用基金協会、 農林振興公社、その他本事業等の推進に必要な機関
-------------	---

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

年 月 日

(法人・組織名)

氏名

様式第5号を次のように改める。

経営開始資金交付申請書

年 月 日

つくばみらい市長 様

氏 名

つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱第8条の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
前年の世帯所得* ¹ 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額* ² を記載	(ア)	円
今年の交付金額* ³ （150万円）	(イ)	円
今回の交付申請額		円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成		<input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない

- ※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円以下であること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
- ※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所	出張所
	金 融 機 関 コ ー ド			
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金	口座番号	
	郵便局	記号	(当座)番号	
口座名義人	(ふりがな) 氏 名			

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）前年の所得が600万円を超える場合は生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第 8 号を次のように改める。

就農状況報告

経営開始 年目・交付開始 年目 (~ 月分)

年 月 日

つくばみらい市長 様

氏名

つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 経営開始年月 年 月 日

2. 営農実績報告

作物・部門名	作付面積(a)・飼養頭数等				
合 計					
農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力)	氏 名	年 齢	交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあたっては役職)	年間の農業従事日数*	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日*)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3. 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載。

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4. 前年の世帯全体の所得（資金含む）※1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	

	※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無） 【所見】
--	--

5. 農業経営基盤強化準備金（※どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8. 農業共済その他の農業関係の保険への加入状況について
(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

(青年等就農計画並びに別紙様式第1号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

- ・作業日誌の写し(別添1)(夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう作成すること。)
- ・決算書(別添2)及び確定申告時の青色申告決算書(白色申告者は、収支内訳書)の写し(7月の報告の際のみ添付する。)*₂
- ・通帳及び帳簿の写し
- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することができる。)
- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費保護の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付

*1 7月の報告の際のみ記入する。

*2 経営開始資金の交付期間のみ添付する。

別添1
作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
	合 計	

※上記内容が記載された作業日誌であれば本様式に限らない。夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託か分かるように記載すること。

決 算 書
(経営開始 年 月～ 年 月) (単位：円)

		計 画 経営開始 年目 a	実 績 (b	実績/計画 b / a
農 業 収 入	〇〇 (作目)	経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
		経営規模		
		生産量		
		売上高(円)		
	その他(作業 時委託含む)			
経営開始資金(円)				
収入計①(円) (資金を除く)				
収入計②(円) (資金を含む)				

		計 画 経営開始 年目 a	実 績 b	実績/計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支出計(円)③				
【参考】設備投資(内容、金額)				
農業所得計(円) ④ = ①-③				
農 外 所 得(円) ⑤		総所得(資金含む)(円) ②-③+⑤		

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後のつくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

つくばみらい市新規就農者育成総合対策補助金交付要綱(令和4年つくばみらい市告示第169号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知、以下「<u>育成総合実施要綱</u>」という。)に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して予算の範囲内において経営開始資金(以下「資金」という。)を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則(平成18年つくばみらい市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 この告示により資金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれの要件も満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第3条に基づく農業委員会の許可を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知 _____)に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して予算の範囲内において経営開始資金(以下「資金」という。)を交付することについて、つくばみらい市補助金等交付規則(平成18年つくばみらい市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第2条 この告示により資金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げるいずれの要件も満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。)第3条に基づく農業委員会の許可を</p>

受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

イ～オ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 地域計画(基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ。)に位置づけられている、若しくは位置づけられることが确实と見込まれること、人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)の2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが确实と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「目標地図に 位置づけられた者等」という。))。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 育成総合実施要綱 別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記2農の雇用

受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律 _____ 第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律 _____ 第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

イ～オ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 本市が定める

_____ 人・農地プラン(人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知)の2の(1)の実質化された人・農地プランをいう。以下同じ。)に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが确实と見込まれていること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること(以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。))。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア (略)

イ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記3雇用就農資金、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記2農の雇用

事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

ウ (略)

エ 育成総合実施要綱別記1経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記6初期投資促進事業(以下「初期投資促進事業」という。)について補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦の場合は750万円)の助成を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

(8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合は 、採択及び交付を可能とする。

(10)・(11) (略)

(資金の交付額及び交付期間)

事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)の別記2雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

ウ (略)

(新設)

(8) 園芸施設共済の引受け対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

(9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下(被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。)であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、採択及び交付を可能とする。

(10)・(11) (略)

(資金の交付額及び交付期間)

第3条 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12万5千円(1年につき150万円)とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ第1項に定める額を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業又は同項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等就農計画等を作成し市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、つくば地域農業改良普及センター等の関係機関、前条に規定するサポート体制の関係者等と、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、助言及び指導を行うものとする。

(就農状況報告の確認等)

第3条 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12万5千円(1年につき150万円)とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ第1項に定める額を交付する。なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代投資資金事業又は第1項の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、青年等就農計画等を作成し市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、つくば地域農業改良普及センター等の関係機関、第4条に規定するサポート体制の関係者等と、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、助言及び指導を行うものとする。

(就農状況報告の確認等)

第12条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告を受けた場合は、第4条に規定するサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(様式第14号)を用いて、資金交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

3 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して資金交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下の方法により、就農状況確認チェックリスト(様式第14号)を用いて、資金交付対象者の経営状況と課題を資金交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 資金交付対象者への面談

ア～エ (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

(資金の交付の停止)

第14条 市長は、資金交付対象者が次に掲げる事項に該当する場合は、資金の交付を停止する。

(1)～(4) (略)

(5) 第12条の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、次に掲げる事項のいずれかに該当する

第12条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告を受けた場合は、第4条に規定するサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。

2 前項の規定による就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト(様式第14号)を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

3 市長は、前項の確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年1回は、以下の方法により、就農状況確認チェックリスト(様式第14号)を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導を行うものとする。

(1) 交付対象者への面談

ア～エ (略)

(2)・(3) (略)

4 (略)

(資金の交付の停止)

第14条 市長は、交付対象者が次に掲げる事項に該当する場合は、資金の交付を停止する。

(1)～(4) (略)

(5) 第12条の就農状況の現地確認等により、交付対象者の考え方を満たさない等、次に掲げる事項のいずれかに該当する

ことが認められ、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア～オ (略)

(6) 育成総合実施要綱 別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(7) (略)

(資金の返還)

第16条 次に掲げる要件に該当する場合は、資金交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、次条の申請により病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 第14条の第1号から第7号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(2)・(3) (略)

(資金交付対象者情報の共有)

第18条 市長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があつた場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

様式第1号(第2条、第5条関係)

(別紙)

様式第5号(第8条関係)

(別紙)

ことが認められ、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア～オ (略)

(6) 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(7) (略)

(資金の返還)

第16条 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は資金を返還しなければならない。ただし、第1号又は第3号に該当する場合であって、次条の申請により病気や災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 前条の第1号から第7号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した資金の対象期間中である場合にあつては、残りの対象期間の月数分(当該事項に該当した月を含む。)の資金を月単位で返還する。

(2)・(3) (略)

(交付対象者 情報の共有)

第18条 市長は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があつた場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

様式第1号(第2条、第5条関係)

(別紙)

様式第5号(第8条関係)

(別紙)

様式第8号(第11条関係)

(別紙)

様式第8号(第11条関係)

(別紙)